

議案第 29 号

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 19 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 1 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成
27 年山陽小野田市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

7 市長	重度心身障害者医療費助成に関する事務であ って規則で定めるもの
8 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法 施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童 若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児 童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支 弁に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定める もの
10 教育委員会	私立幼稚園就園奨励費補助金に関する事務で あって規則で定めるもの
11 教育委員会	多子世帯応援保育料等軽減事業に関する事務 であって規則で定めるもの
12 教育委員会	多子世帯に係る幼稚園保育料減免措置に関す る事務であって規則で定めるもの

」

を
「

7 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に該当する子どもに係る多子世帯応援保育料等軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園に就園する子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する子どもを除く。）に係る多子世帯応援保育料等軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	私立幼稚園就園奨励費補助金に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
12 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

」

に改める。

別表第2の6の項中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」を「子ども・子育て支援法」に改める。

（山陽小野田市環境審議会条例の一部改正）

第2条 山陽小野田市環境審議会条例（平成17年山陽小野田市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第10条中「市民生活部環境課」を「市民部環境課」に改める。

（山陽小野田市次世代育成支援対策推進協議会条例の一部改正）

第3条 山陽小野田市次世代育成支援対策推進協議会条例（平成17年山陽小野田市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第7条中「健康福祉部こども福祉課」を「福祉部子育て支援課」に改める。

(山陽小野田市子ども・子育て協議会条例の一部改正)

第4条 山陽小野田市子ども・子育て協議会条例（平成25年山陽小野田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「健康福祉部こども福祉課」を「福祉部子育て支援課」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第29号 参考資料

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
機関	事務	機関	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
7 市長	<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に該当する子どもに係る多子世帯応援保育料等軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの</u>	7 市長	<u>重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
8 市長	<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園に就園する子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する子どもを除く。）に係る多子世帯応援保育料等軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの</u>	8 教育委員会	<u>小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの</u>
9 市長	<u>私立幼稚園就園奨励費補助金に関する事務であって規則で定めるもの</u>	9 教育委員会	<u>就学援助に関する事務であって規則で定めるもの</u>
10 市長	<u>重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	10 教育委員会	<u>私立幼稚園就園奨励費補助金に関する事務であって規則で定めるもの</u>
11 教育委員会	<u>小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障</u>	11 教育委員会	<u>多子世帯応援保育料等軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの</u>
		12 教育委員会	<u>多子世帯に係る幼稚園保育料減免措置に関する事務であって規則で定めるもの</u>

	<u>害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの</u>
12 教育委員会	<u>就学援助に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)
6 市長	<u>子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(略)
(略)	(略)	(略)

--	--

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)
6 市長	<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(略)
(略)	(略)	(略)

山陽小野田市環境審議会条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務) 第10条 審議会の庶務は、<u>市民部環境課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第10条 審議会の庶務は、<u>市民生活部環境課</u>において処理する。</p>

山陽小野田市次世代育成支援対策推進協議会条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務) 第7条 協議会の庶務は、<u>福祉部子育て支援課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 協議会の庶務は、<u>健康福祉部こども福祉課</u>において処理する。</p>

山陽小野田市子ども・子育て協議会条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務) 第7条 協議会の庶務は、<u>福祉部子育て支援課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 協議会の庶務は、<u>健康福祉部こども福祉課</u>において処理する。</p>